



着物リメイク工房 ひのき



古民家を借りて着物をリメイクされている「着物リメイク工房 ひのき」の皆さんにお話しを伺いました。

タンスに眠る着物が新たに生まれ変わる

「着物リメイク工房 ひのき」は古民家をいかして町づくりをする「ひのきの会」から、着物のリメイクに関心があった人達を中心となり平成24年に発足されました。松尾の古民家で毎週火・木曜日に活動をされています。

最近では、新型コロナウイルス

感染症の影響で家の整理をされる方が多く、着ない着物を持って来てかばんや洋服へのリメイクを依頼される方も多いそうです。

工房では、作品の展示や販売をされています。

「近江日野田舎体験」で訪れる外国の方々へのお土産品として着物をリメイクしたウォールポケットも作成されています。

皆で考え作りあげる

会員は、趣味で裁縫をされていた方や縫製の仕事をされていた方、全く初めての方などさ

まざままで、皆さんで意見を出し合って作業をされています。

会員の久村眞里子さんは、「家事を放っておいても工房へ行きたいぐらい楽しい」と話されており、取材中も工房の中に皆さんの声が飛び交い、楽しんでもおられることが伝わってきました。

「もったいない」という気持ち

代表の伊藤紀子さんは「着物を着る人が少なくなつて、タンスに眠っているものが多くあります。もったいないですよ」と話してくださいました。会員の二木茂代さんに、活動が続けられている理由について伺うと「誰にでももったいないという気持ちはあるでしょ。なるべく古いものを大事にしようと思うだけのことです。まあ着物が好き、縫物が好きというのが一番です」と話してくださいました。改めて古い物に目を向けてみることも良いのではないのでしょうか。

◆問い合わせ先

着物リメイク工房ひのき
☎0748-5211945
日野町松尾135番地

100歳

おめでとーございます

徳田 すみさん(内池西)

4月26日(月)に内池西にお住まいの徳田すみさんが100歳のお誕生日を迎えられました。お体を大切に、いつまでもお元気でいてください。

青年等就農計画認定証 交付式を執り行いました

3月17日(水)に油浦寛弥さん(清田)が認定新規就農者になられ、4月9日(金)に役場庁舎にて青年等就農計画認定証交付式を執り行いました。

今回認定された油浦さんの計画では、トマトやキュウリのハウス栽培を中心に今年8月から本格的に農業を始められる予定となっています。油浦さんの益々のご活躍を期待しています。





令和3年度の国民健康保険税額が6月に決定します。

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

税額は、所得や資産に応じた額と、被保険者1名あたりの額（均等割額）、1世帯あたりの額（平等割額）を合計した金額となっています。

●令和3年度 国民健康保険税 税額

区 分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割額【税率】	6.00%	2.50%	1.35%
②資産割額【税率】	5.25%	2.60%	3.55%
③均等割額【被保険者1人】	20,300 円	8,500 円	9,000 円
④平等割額【1世帯】	18,900 円	8,100 円	5,100 円
⑤賦課限度額	630,000 円	190,000 円	170,000 円

①は、令和2年中の所得金額から基礎控除額の43万円を控除した額に税率をかけて算出します。

②は、令和3年度固定資産税額（土地・家屋分のみ）に税率をかけて算出します。

●低所得世帯に対する軽減

令和2年中の世帯の所得（世帯主と被保険者等の合算）が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得430,000円＋100,000円×（給与所得者等【※1】の数－1）以下の世帯

5割軽減・・・総所得430,000円＋（285,000円×被保険者数【※2】）

＋100,000円×（給与所得者等【※1】の数－1）以下の世帯

2割軽減・・・総所得430,000円＋（520,000円×被保険者数【※2】）

＋100,000円×（給与所得者等【※1】の数－1）以下の世帯

※1：一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

※2：被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方も含みます。

◆国民健康保険税は必ず期限までに納めましょう

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。そのことにより、病院等で診察を受けたときに一旦全額を負担しなければならず、本来受けられる給付が受けられなくなります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国保税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められる場合があります。お早めにご相談ください。